

**登記事項証明書はだれでも交付を請求することができますか？**  
**また、請求に必要なものは何ですか？**

(情報番号 2 1 0 1 全 1 頁)

だれでも手数料を納付すれば会社の登記事項証明書の交付を請求することができます。(商業登記法第10条)。したがって、代表者以外でも、他社の登記事項証明書を取得することができます。取得をされる方の資格を証する書面等も必要なく、印鑑の押印も不要です。

登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面)の交付を請求する場合には、申請書に必要な事項を記載し、登記所に提出してください。

登記事項証明書の交付申請書を提出するには、最寄りの登記所に直接持参する方法、  
、申請書を登記所に郵送する方法(郵送する場合には、返信用の切手を同封してください。)があります。

交付申請書の様式及び記載例は、情報番号 2 1 0 8 で御案内しています。